

## 当該教育組織内の教育等に関する実施体制

### 薬学部

委員会等名	委員会等の構成員	委員会等の主な審議内容
薬学部教授会	1. 議長（薬学部長） 次の組織において薬学部の教育を担当するもの 2. 大学院生命科学研究部の専任の教授、准教授及び講師 3. 病院薬剤部の専任の教授、准教授及び講師 4. 生命資源研究・支援センターの専任の教授、准教授及び講師 5. 発生医学研究所の専任の教授、准教授及び講師	1. 学生の入学及び卒業に関する事項 2. 学位の授与に関する事項 3. 学生の除籍及び懲戒に関する事項 4. 附属図書館薬学部分館長候補者の選考に関する事項 5. その他学部の教育研究に関する事項
教務委員会（学部・大学院共通）	委員長	1. 薬学部及び薬学教育部の教育に関すること
学部教育部会	部会長 委員	1. 薬学部の教育に関すること
学生委員会（学部・大学院共通）	委員長 委員	1. 学生支援に関すること
入試管理・検討委員会（学部・大学院共通）	委員長（前入試管理・検討委員会副委員長） 委員	1. 入学試験に関すること